

## 帝国日本と小国支配の同盟戦略

— 対外膨張の正当化手段としての同盟形成に関する理論, 1940-1943 年 —

柴田 佳祐

### <要約>

本研究の目的は、近代日本が対外膨張を正当化するため手段として軍事同盟を用いてきたという歴史的事象に注目し、その種の同盟が形成されるに至る因果メカニズムを説明するための新たな理論を構築することである。このような正当化という要因は、従来の同盟研究ではほとんどといっていいほど注目されてこなかった（この点については先行研究の検討で後述する）。本論文は全6章構成である。以下では、各章の概要を順に説明する。

第1章の序論では、問題の所在、研究の目的、意義、方法と事例選択の基準を提示した。まず問題の所在として、「大国は自国の防衛に十分な貢献ができない小国となぜ同盟を締結するのだろうか」という本研究で考察する主要な問いを提示した。安全保障の観点から見ると、相対的に強力な国家が、自国よりもはるかに弱い国家と同盟を結ぶこと——非対称同盟（*asymmetric alliance*）——に積極的な場合があることは時として不可解に思える場合がある。それにもかかわらず歴史を振り返ると、大国が小国と締結した同盟は多数存在する。モロー（James D. Morrow）は、1816年から1965年に締結された同盟164事例のうち、78事例がこの種の同盟に該当するとし、リーズ（Brett Ashley Leeds）らは、ATOP（*Alliance Treaty Obligation and Provisions*）プロジェクトで1815年から1944年の間で締結された2国間防衛協定のうち47%の事例が大国と小国との間のものだったと指摘した。大国は自国の防衛に十分な貢献ができない小国となぜ同盟を締結するのか。実在の同盟がある程度非対称なものならば、非対称同盟に関する知見の蓄積は重要だろう。これが本研究の問題意識である。

しかし、既存の同盟締結理論は、パワーや脅威認識といった軍事的要因を過度に重視する一方で、政治的同盟にはあまり焦点が当てられていないという問題が生じている。その上で、リサーチ・クエスチョンとして、「あまりにも弱い国家との同盟にメリットはあるのか疑問だが、実際に形成された同盟に占める非対称同盟の割合は大きい、それはなぜなのか」という点に焦点を絞る。この目的を達成するための、方法論、手法、事例選択の基準は次のとおりである。まず、3章と4章でいくつかの仮定を組み合わせ、同盟形成の因果メカニズムに関する演繹的な理論の構築を行う。次に、構築した理論を定性的事例研究によって検証する。これは方法論的に言えば、可能性調査としての事例研究にあたる。事例を分析する手法としては過程追跡法を採用し、一次史料、回顧録と外交史家の二次文献に依拠しつつ、同盟形成に至るプロセスを検討する。

第2章では先行研究の検討を行った。第1節では、同盟締結研究について、その理論的な出発点といえる「能力集成モデル」から、政治的動機に基づく管理の道具としての同盟締結を分析した研究まで、一連の研究をレビューした。第2節では、政治的同盟を分析するうえでの利点を持つと考えられる近代日本を対象とした同盟研究を重点的に紹介した。そのう

えで、第3節では、日本の政治的同盟研究の特徴と問題点を考察し、今後の研究の方向性について議論した。近代日本を対象とした政治的同盟締結に関する研究は、政治的動機がどのようなメカニズムで作用するのかを明らかにできる可能性を有している。国際比較分析に適用できるような理論枠組みを近代日本の事例分析を通じて構築することで、政治的動機という視角からの非対称同盟締結研究の発展に大きく貢献できると考えられる。そのため、研究の方向性を、本章では概念及び理論それぞれの側面について検討した。以上より、先行研究の検討により残された課題が明らかとなった。すなわち、正当性確保を目的とする同盟形成の因果メカニズムを説明する理論モデルの構築である。この問題に取り組むことが第3章以降の課題となる。

第3章では、新たな理論モデルを構築するための準備作業を行なった。第1節では、本研究が提示する新たな理論の因果論理を予め簡潔に提示した。具体的には、国際政治学者の川崎剛が指摘した、「同盟という制度を利用して国際法上の正当性（合法性）を確保する——同盟外の国々に対して事実上の小国支配を法的に正当化する——という動機が存在する」というものを基本仮説として提示した。ただし、彼の研究ではこの種の同盟が形成されるメカニズムについて詳細に検討されていない。本研究はこの点を問題視している。なぜなら、同盟形成は必然ではないからである。例えば、先行研究では、同盟のリスク、対外政策の変更の際に生じる惰性と痛みというものがあるとされている。さらに、本研究の文脈では、対等性という言葉質を、同盟形成によって小国に与えてしまうことそれ自体もリスクとなる恐れがあるかもしれない。

そのため、第2節では、同盟形成の阻害要因——政策変更に伴う惰性と痛み、同盟のリスク——をそれぞれ検討し、同盟形成が必然ではないことを確認した。このような形で、先述した基本仮説には修正を施す余地があることを指摘した。そこで、修正仮説を導出するために、第3節では、新たな理論を構成するための要素について検討した。具体的には、同盟形成の阻害要因を克服するメカニズムとしてプロスペクト理論が有益であることを示し、プロスペクト理論の参照点として政治的正当性を導入することを主張した。第一に、プロスペクト理論は、リスク判断の分析枠組みとして機能する。プロスペクト理論によれば、あるアクターは、自分が損をしていると感じているとき、言い換えれば損失の領域にあるときには、リスク受容的な意思決定を行う傾向があり、一方で、自分が得をしていると感じているとき、言い換えれば、利得の領域にあるときには、リスク回避的な意思決定が促されることを明らかにしている。ただし、プロスペクト理論単体では、アクターが何について損や得をしているのかが不明である。これは参照基準点が無いという問題点であるとされている。

そこで、本研究では、先行研究に倣って、政治的正当性をリスク判断の際の参照点として設定する。この政治的正当性が第二の理論構成要素である。要するに、あらゆるアクターは、自分の行動を決定する際に、その行動が他者から正当なものと思われているのか、そうではないのかを気にするというを理論に組み込むということである。

とはいえ、正当性という変数を参照点として設定することは果たして適切なのだろうか

という批判があるかもしれない。そのため、次に、あらゆる人間は、自分の行動を正当化する傾向があるということを明らかにした社会心理学・進化心理学の知見を検討する。これが理論の第三の構成要素である。正当化をする心理的メカニズムの存在については、社会心理学者らによる豊富な実証的知見がある。したがって、政治的正当性を確保するための同盟形成を説明する際に、正当性という要素を加味することが必要であると言える。なお、本章の最後の部分では、補足的に正当化の仕方についても若干の考察を試みている。本研究では正当化の方法を、受動的正当化と能動的正当化の二つに分類した。一つ目の受動的正当化とは、既存の秩序に迎合的な論理で正当化を行うことであり、二つ目の能動的正当化とは、既存の秩序に批判的な論理で正当化を行うことである。

第4章では、理論の構成要素をネオクラシカル・リアリズムの研究プログラムに基づいて統合し、政治的正当性の確保を目的とする同盟形成を説明するための新たな理論モデル——政治的正当化同盟理論とそのモデル——を構築した。そして、二つの修正仮説——①政治指導者が政治的正統性の動揺に直面している場合、すなわち政治的正統性が不利な状況にあり、損失の領域に位置しているとき、政治指導者はリスク受容的な政策を追求する可能性が高くなり、同盟に伴うコスト（および同盟に伴うリスク）を受容する傾向になる。ゆえに、大国は小国との関係を同盟関係に変更する、および、②政治指導者が政治的正統性を十分に確保している場合、すなわち、有利な政治的正統性の状況にあり、利得の領域に位置している場合、政治指導者はリスク回避的な政策を追求する可能性が高くなり、同盟に伴うコスト（および同盟に伴うリスク）を回避する傾向になる。ゆえに、大国は小国との関係を変更しない——を導き出した。

第5章では、第3章および第4章で構築した政治的正当化の同盟形成に関する理論から導き出した新たな具体的なモデル——政治的正当化同盟モデル——を利用して、政治的正当化を試みるために形成された同盟の形成に関する因果メカニズムの検証を試みた。具体的には、太平洋戦争期に日本がビルマおよびフィリピンと形成した同盟——日緬同盟・日比同盟（1943年）——の形成を取り上げた。その結果、帝国日本は、1942年以前には東南アジアの資源獲得、緒戦の好結果、戦略的課題としての中部太平洋およびアジア大陸への攻勢（利得の領域）にあり、占領継続と独立許容の狭間で意見が分裂し、対応が錯綜していたが、1943年以降の戦局悪化と戦略的課題が大東亜の「防衛」（損失の領域）へと移転するに伴って、独立・同盟形成という方向へ政策が転換したことが明らかとなった。

第6章の結論では、本研究のインプリケーションを理論的側面と政策的側面から説明した。まず、本研究の成果は次の通りである。学術的側面として、①新たな同盟理論の構築、②歴史と理論の対話、③理論研究における地域的バイアスの軽減、④安全保障問題における規範的要因（正当性）の重要性が挙げられる。政策的側面での成果は、近年注目を集めている国際政治上における既成事実化という現象と関連するものである。前提として、戦争が違法化された現代では台頭国あるいは現状変更国は、露骨な形での武力行使や直接的な衝突を回避しつつ、当事国や国際社会の黙認を得ようと試みている。このような既成事実化を達

成するための手段として、同盟による正当性の確保という現象は関連性があると考えられる。現状の変更を図ろうとする国家が、どのような手法を用いて合法性を偽装し、正当性を主張するのかについての理解を深めることは、今後の国際政治を理解する上で重要である。

今後の課題として重要なのは、さらなる事例研究の蓄積である。本研究では、残念ながら予備的考察しかできなかったが、近代日本におけるその他の事例や、イギリスとイラクの同盟、米州機構、ワルシャワ条約機構、日米同盟、現在のロシアの行動などをより詳細に検討することは、理論の適用範囲、いわゆる外的妥当性の検証につながると考えられる。